

令和6年1月15日

【坂崎企画専門官】 大変長らくお待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第26回都市計画基本問題小委員会を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます都市局都市計画課の坂崎でございます。よろしくお願いたします。

本日は15名中13名の委員に御出席いただいております。うち7名はウェブにて御出席いただいております。出席委員につきましては、お手元の座席表をもって代えさせていただきます。

資料については、今回も引き続き、委員の皆様にはタブレットを御用意しております。紙でも、念のため配付をさせていただいております。

また、本日はウェブ併用の会議開催となりますので、ウェブ参加の委員におかれましては、事前に送付させていただいた注意事項について御確認いただければ幸いです。

また、会場におられる委員におかれましては、御発言される場合には、机上のネームプレートを立ててください。司会者、進行者より順次指名させていただきます。

最後になりますが、本日は速記業者による記録とTeams上の録画・記録機能を使用いたしますので、あらかじめ御了承いただけたらと存じます。

それでは、これより議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

冒頭、都市計画課長の鈴木より御挨拶をさせていただきます。

【鈴木都市計画課長】 先生方には、年始のお忙しい中御参加を賜りまして、感謝申し上げます。

今月の1日でございますが、能登半島地震が発生いたしまして、現在も復旧作業等、続いているところでございます。本日のテーマは、法案の提出も検討しております、まちづくりGX等を予定してございますけれども、冒頭に、こういった状況でございますので、都市局で震災対応に中心的に当たっております岸田都市安全課長から、都市局の対応状況について、まず御説明をさせていただきます。

【坂崎企画専門官】 それでは、御報告させていただきます。

【岸田都市安全課長】 皆様、都市安全課長の岸田でございます。本日はお疲れさまです。

1月1日の能登半島地震の被害について、都市局といたしましては、現時点において大きく3つの初動支援を行っております。

まず、宅地の液状化の関係については、今回の地震で最大震度を観測した能登半島の北側以外の地域でも広範にわたって確認されております。また、まだ十分に被害状況が分かっておりませんが、堆積土砂、土砂崩れが発生しています。そして最後に、輪島市の火災などをはじめとして市街地に甚大な被害が発生している中で、今後、復興まちづくりの取組を進めていく必要があると考えております。

最初の液状化から簡単に申し上げますが、都市局といたしましては、現地に調査班であるTEC-FORCEを派遣いたしまして調査を実施しますとともに、1月6日からは県庁に都市局リエゾンという形で常駐的に配置をいたしまして、現地調査班とリエゾン班ということで分かれて貼り付きながら、順次、調査を開始しているところでございます。また、地元の市長様方や県庁の担当課長などとも意見交換をしながら状況を探っているところでございます。

現在は当初の救助フェーズでございまして、まだ被害の状況、全容も見えてきていない部分がございますけれども、順次、地元と調整をしながら、内容の把握をしているところでございます。例えば昨日などは、石川県の内灘町、そしてかほく市などで、町長様、市長様方と直接お会いしながらお話を進めているところでございます。

次に、堆積土砂排除の関係は金沢市等において現地調査を実施しているところでございます。

そして、復興まちづくり関係、こちらはまだ全容が見えておりませんが、先ほど申しました都市局リエゾンとTEC-FORCEで現況の被害状況の調査を進めているところです。これから長い期間にわたって、しっかりと支援していきたいと考えておまして、まずは地元との関係づくりと、いつでも支援できる体制をつくりながら、調査を進めているところでございます。

報告につきましては、以上です。

【坂崎企画専門官】 以降の議事進行につきましては、〇〇委員長にお願いできればと存じます。

それでは、〇〇委員長、よろしくお願いいたします。

【〇〇委員長】 〇〇です。どうも皆さんよろしくお願いいたします。

あと、初動対応でお忙しい中、無理を言って都市安全課長さん来ていただきまして、どうもありがとうございます。この後、お忙しいと思いますので、今日このまま外れられるということなので、今日は状況報告ということで、委員の先生方、御理解いただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

今日の議事はこちらの資料でございます。まちづくりGXの実現に向けた取組、その方向性についてということでございますが、まず最初、参考1という資料が中に入っていますけれども、その資料の御説明までを事務局にお願いして、そこで一度審議を切らせていただきたいと思いますので、御説明のほどよろしくお願いいたします。

【後藤都市機能誘導調整室長】 都市計画課の後藤です。「まちづくりGX」の実現に向けた取組の方向性について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。今回の取組の背景・必要性としては、世界と比較して、我が国の都市緑地の充実度が低く、また、減少傾向にあること、気候変動、生物多様性確保、Well-being向上等の課題解決に、緑地が持つ機能に対する期待が高まっていること、ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大していることが挙げられます。

一方で、緑地行政を主として担っている地方公共団体においては、財政的制約やノウハウ不足という課題があること、民間においても、緑地は収益を生み出しづらいという認識があり、取組が限定的になっているという課題がございます。また、緑地創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を都市部で進めることも重要です。

このため、1つ目の柱として、国主導による戦略的な都市緑地の確保、2つ目の柱として、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、また、3つ目の柱として、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込みに取り組んでいくための制度改正を検討しております。

詳細は次のページから御説明いたします。3ページを御覧ください。

まず、国主導による戦略的な都市緑地の確保です。緑地の重要性や、緑のネットワークを含む緑地確保の必要性の高まりを受け、概要のとおり、国土交通大臣が基本方針を定め、緑地の意義や、量、質の観点からの目標などを定めることとしております。また、都市緑地法には現行、市町村が策定する緑の基本計画のみ位置づけられているところですが、広

域性、ネットワーク性を持つ緑地を計画的に保全創出していくために、都道府県が広域計画を策定できるようにします。この都道府県計画については、現行も任意で策定されているところですが、緑地の重要性の高まりを受け、今回法律に任意計画として位置づけることとしています。

また、右下にあるとおり、都市計画決定権者が、都市計画を定めるに当たって準拠すべき基準である、緑地を含む自然的環境について、これまでも配慮すべき旨が定められていましたが、緑地の意義や必要性が十分に考慮されるよう、緑地を含む自然的環境の整備保全の重要性を位置づけることとしています。

次、2つ目の柱、4ページを御覧ください。貴重な都市緑地の積極的な保全・更新です。緑地の保全・更新に当たり、特別緑地保全地区として指定されている緑地の機能をより発揮させていきたいと考えております。

特別緑地保全地区について、まず御説明いたします。5ページを御覧ください。特別緑地保全地区では、自治体が指定を行うと、緑地が現状凍結的に保全されることとなります。こうした厳しい土地利用規制となっていることから、所有者からの申出があれば、自治体が土地の買入れを行うというスキームになっております。

4ページに戻ります。この特別緑地保全地区は、適正な管理ができておらず、緑地の機能が十分に発揮されていないという状況がございます。今回は、緑地の機能を発揮させるという観点から、新たに機能維持増進事業を位置づけています。これは、下の赤い四角で囲っておりますが、10年から20年に一度、皆伐・択伐を行い、緑地を再生し、緑地の効用を発揮させるものです。

下に神戸市の事例がありますが、斜面地の樹木を択伐することにより、緑地をよみがえらせています。この機能維持増進は、専門技術が必要となりますが、こうして緑地を整えることにより、毎年の維持管理が行いやすくなります。右の川崎市の例のように、市民や企業と連携し、取り組んでもらうことにより、コミュニティの活性化にも寄与するものと考えています。

6ページを御覧ください。特別緑地保全地区は、自治体による指定が進んでいないという課題がございます。これは先ほど申し上げたとおり、自治体において買入れが発生した際に、財政的な制約があることが背景となっています。また、機能維持増進に係るノウハウも不足しています。このため、所有者から買入れ申出があった際に、一括で緑地の買入れ、管理を行う団体を国が都市緑化支援機構として指定するスキームを考えています。都

市緑化支援機構は、自治体の要請に基づき、自治体の代わりに緑地の買入れや機能維持増進を行うこととしています。また、国は、機構が行う業務に対して、都市開発資金の貸付けにより支援を行うこととしています。

7ページを御覧ください。緑地整備については、民の力も発揮しながら進めていくことが重要であり、民間投資を誘導する環境整備として、緑地の価値を見える化していくことが必要と考えています。このため、国が定める指針に基づき、国土交通大臣が良質な緑地確保の取組を評価・認定する制度を創設し、市場でも評価してもらうことを検討しています。

この評価・認定に当たっては、右下にある気候変動対策、生物多様性の確保、Well-being向上の3本柱に加え、整備後のマネジメント、組織のガバナンスなどや、土地・地域特性、地域の価値向上といった視点から評価を行うこととしています。具体的なイメージとしては、左下の写真のとおり、再開発などと併せて、新たに良質な緑地を創出する事業や、既存緑地の質の確保・向上に資する事業を対象としています。

8ページを御覧ください。都市の脱炭素化を進めるために、民間都市開発事業における緑の創出や、再生可能エネルギーの導入等に対する大臣認定制度を創設することとしています。この認定を受けた事業に対しては、緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備や、再エネ利用設備等の導入費用等について、金融支援を行うこととしています。また、都市開発に伴う良質な緑地確保の取組、エネルギー利用の効率化に対して、それぞれ財政支援も行っていきます。

9ページを御覧ください。制度改正のイメージは、今まで申し上げたとおりですが、こちら全国の緑被率につきまして、前回、10月の際に御提示したのから、水域も加えたデータをお示ししています。水域も緑被率としてカウントしている自治体も多くあることから、今回、その数字をお示ししています。全国の市街化区域など、水域を含めた全体の緑被率は23.9%で、前回は23.2%でございました。下の参考に記載した「2006-2010年データ」では29.9%、前回は28.5%でございました。衛星データなどが異なるため、単純な比較はできませんが、数字が減少している傾向はとらまえることができると考えています。

続きまして、10ページを御覧ください。前回いただきました議論も踏まえ、検討を進めておりますので、その状況を御紹介させていただきます。

「国主導による戦略的な都市緑地の確保」に対しては、まず、国の基本方針について、

数値目標を明確化し、エビデンスに基づき価値・効用を示すべきというお話がございました。いただいた点もしっかり踏まえて策定できるように、検討をまいります。

2点目、自治体は、気候変動等の環境に関する計画が様々あり、つくる必要もあるので、緑の基本計画と都市マス等の各種計画を統合的に策定する方向が望ましいのではないかとコメントをいただきました。緑の基本計画や、今回新たに創設します、緑の広域計画については、他の計画などとの一体的策定も可能であると考えています。その旨、しっかり周知してまいりたいと思います。また、今回、緑の基本計画と立地適正化計画について、計画内容を調和させることも法律に位置づけることとしています。

「貴重な都市緑地の積極的な保全・更新」につきましては、自治体の立場としても、申出があってもなかなか財政上の理由で買取りに長期間かかるという実態があり、買取りに関して今回の法人ができれば、その活用を検討したいという御意見をいただきました。自治体の皆様に御活用いただけるように、引き続きしっかり取り組んでまいります。

最後に、「民間投資の呼び込みについて」については、1つ目に、整備や再整備の段階での評価で終わることなく、その後の維持管理が適切になされることを促す仕組みづくりを、2つ目に、対象とする緑地は、個別事業者や個別敷地のみならず、面的な広がりも踏まえた検討が必要ではないか、とのコメントをいただきました。それぞれの御意見については、この後御紹介します有識者会議において、まず、維持管理に関しては、維持管理計画も含め取組を評価すること、また、取組を認定した後も、事業者が定期的に国に報告する仕組みを導入することなどについて議論をしております。また、面的な広がりについては、複数の緑地を対象とすることや、地域の価値向上をもたらす取組をしっかり高く評価することを検討しているところでございます。

続きまして、緑地評価に関する有識者会議の議論について、御参考までに紹介いたします。12ページを御覧ください。有識者会議の概要となります。民間の良質な取組についての評価制度に関する基準について、フィージビリティスタディなどを行いながら進めさせているところです。

13ページから14ページにかけて、検討の全体像をお示しております。赤文字で論点と書かれているところが、まさに今、議論を行っている点となります。認定制度について、対象とする取組のレベル、事業の評価方法、また、緑地の対象規模等について議論しています。

15ページを御覧ください。具体例をお示しします。どのようなレベルのものを認定の

対象とするのかという議論になります。委員会において、国の制度として創設するのであれば、国際的に評価されるものとして、高い水準を目指す基準をつくるべきではないかとの御意見が、委員の皆様からありました。

事務局で調べたところ、既存の環境認証であるLEEDでは、市場を変革するためのツールとして、上位25%の建築物を認証されるよう設計がなされております。残りの75%も上位25%によって牽引されることで、市場全体の水準が引き上がるという戦略でつくられています。今回の認定制度につきましても、緑地に関する市場を変革していくという観点から、上位30%を対象とすることということで案を御提示していますが、前回の検討会から続き、2月、次回の検討会でも議論がなされる予定でございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、ここで、ここまでの御説明に対して御意見、御質問いただきたいと思ます。どなたからでも結構ですので、お願いたします。

一応、ここのお話を大体17時55分ぐらいまでで一旦切りたいというふうに考えております。オンラインの方は挙手機能で、会場の方はこの名札を立てるという形でお願いたくて、あと、〇〇先生、早く抜けられるということをお伺っておりますので、今いきなりでなくてもいいので、そのうち御意見いただければと思ます。

どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。〇〇先生、お願します。

【〇〇臨時委員】

ありがとうございます。〇〇でございます。これまでの議論を踏まえて御検討くださり、ありがとうございます。そして、御苦労さまでした。

前回の小議会でも御指摘させていただいた点と重複する点もあるんですが、検討されてきた方向性や案に対する評価と、さらに、御検討いただきたい点を3点ほど申し上げます。

まず、第1に、資料にも記されていますように、緑地を残していくために土地の買取りが効果的であって、また、管理を行うに当たって自治体の財政的、技術的な負担は大きいといえます。

このような財政面と技術面との問題や課題に対して、「機能維持増進事業」という仕組みを設けて積極的な対応を行おうとされている点は、評価をしております。また、市町村の財源や人材の不足が顕著である中で、国指定法人を設置するという考え方や、都道府県がその運用を行う点についても、妥当であるのではないかと考えています。

特に、前回は評価させていただきましたように、緑が都市機能を増進する意味で重要な要素であるという点で、財源として都市計画税を充当される点も非常に有効な手だてであるのではないかと考えております。

ただし、地域の緑地が存在する環境や、例えば、地域の愛着を含めた、質というようなものに関しては、地域の実情により様々で、どの緑を買い取って維持していくのかという点については、国や都道府県が積極的に進めながらも市町村の意向に十分配慮して判断する仕組みや方策というようなものを検討すべきでないかと考えています。

第2に、国土交通大臣が策定する「緑の基本方針」、そして都道府県が定める「緑の広域計画」についてですが、諸外国においては、国レベルそして地域レベルで、カーボンニュートラルに向けた数値による具体的な目標設定がなされていて、具体的な施策は強力に推進されています。日本においても、本改正で創設される制度をより具体的に推進をしていくために、この「緑の基本方針」や「緑の広域計画」の中で、何年度までに何%増やしていくのかといったような具体的な目標が示されることを要請していくべきではないかと考えています。

第3点目に、このように具体的な目標設定がなされた場合、それぞれを根拠づけるデータが不可欠になります。また、6ページに記されているように、民間投資を誘導して、融資を受けやすい環境をつくっていくということを考えると、良好な緑地確保の取組の価値が「見える化」されることが非常に重要になってくるのではないかと思います。

そのためには、緑地、緑被率をどのような形で、どのようなデータで評価するのかという点が非常に重要です。すなわち、土地情報の整備方策を明確かつ適切に示していくということが必要であるのではないかと思います。

それで、現在、国土審議会の小委員会で国土調査の在り方に関する検討というのをやっているところですが、例えば、国土政策局の国土調査法に基づく土地分類調査などと連携をすると、より充実したデータが創出していくことが可能なのではないかとおもわれます。

この土地情報の整備に関する点については、緑地保全だけではなくて、防災指針などの設定に当たる災害の側面からも、施策の実効性を確保する意味で非常に重要であると思われまので、この改正を機会に、十分に御検討いただければと思います。

以上です。

【〇〇委員長】 かなりもう体系的にお話しいただいたんで、次に話す方が結構つらいかと思いますけど、いかがでしょうか。〇〇先生、行きます？

【〇〇委員】　じゃあ、ちょっとつらいですけど。すみません。ありがとうございます。

〇〇先生の後はどうしようと思いながら発言させていただきますけれども、今日の資料7ページ目のところで、最初にこれを見ていて思ったのが、GXといったときに、どうしても今日の資料も緑の話が非常に多くて、緑、緑地の面積が広がっていくとそれは目につくので、それはそれでいいと思うんですけども、その中で部分的には脱炭素の話が出てくるんですね。

それで、脱炭素って見えないので、この辺り、あまり緑ばかり進めていくと結果的にCO₂の話ってとても見えづらいということがありますから、これについてどうするのかということ、都市局としてなんですけれども、やはりちょっと見えにくいかなという感じがまずいたします。

その上で7ページ目のところで、見える化という言葉が2つ目のところに、市民の様々な主体に「見える化」されることが重要って書かれていますが、見える化をした際に、財政上のプラスの面とか民間投資の誘導というのが見える化とどういうふうに連携していくのかというのが、言葉では書かれているんですけども、具体的にどういうふうにしていくのかというのが何となく分かりにくいなという感じが私はしております。

それに関連して、10ページのところに前回の議論というところで、最後に、認証制度の緑地の対象というところで「面的な広がりも踏まえた」と書いてあるんですが、今、別のお仕事させていただいているところでも、緑と面的な開発とかそういうことを評価しようとする、どうしても大規模開発であれば緑地面積が広いので、それが評価されやすくなる。それはそれで私は評価すべきだと思うんですが、個別開発でも、緑地がより多く提供できるような仕組みを考えるということもあり得るというふうに思っていて、例えば、総合設計制度とかでできてくる小さい空気を、もし集めて都市の中で緑地にしたら、それにもたらされる、それによって提供される不動産的な価値とか、地域のまちとしての価値の向上というのも評価することができるはずで、新しい仕組みを都市局として考えるということも、この面的な広がりというところでは考えられるのではないのかなというふうに思います。

最後に、今日も資料に2回ぐらい出てきたWell-beingという言葉なんです、これ、私自身、今、ちょっと困っているところがありまして、どう評価すればいいか。つまり、Well-beingというのは人がすごく関係してくるので、そこにいる人の種類によってかなり評価軸が変わってくる。だから、言葉の中で、資料の中にも出てくるん

ですが、Well-Beingの向上という言葉は、聞こえはいいんですけども、実際それをどのように評価すればいいのかというのが分かりにくいので、これの明確化というのはある程度したほうがいいのではないのかというふうに思います。

以上です。

【〇〇委員長】 重要な御指摘ありがとうございます。この評価委員会のほうにも、そういう意見、こちらでどういう意見が出ているかというのを反映していただきながら進めるのがよいような、そういう意見をいただいたかなと思います。ありがとうございます。

じゃあ、〇〇先生、お願いします。

【〇〇委員】 どうもありがとうございます。私自身の専門の立場からも、GXの中にこれだけ緑を取り入れていただいたことに関しましては、まずは大変にありがたく思っている次第でございますが、3点ほど指摘をさせていただきたいと存じます。

まず、手元資料3ページに、計画の連携のイメージということで、国から市町村に至るまで、国土形成計画から市町村マスタープランに対応するものとして、緑の基本方針から緑の基本計画までと、こうした体系がつくられるということに関しては大変によいことではないかと、こう言うは何ですけど、ドイツのランドシャフトプランに相当するような計画体系がようやく日本でも整うという意味では、非常によいことだというふうに思っております。

が、よくスケルトン・インフィルに私例えるんですけども、広域に行くに従って、ハード主導であり、恒久的な緑であり、また、国が主導してそれらをきちんと担保していくという方向があるのに対し、逆に市町村に下りてきたときには、よりその自治体だけではなくて民とかNPO等も絡みながら、かつそのインフィルに相当するように、エリアマネジメントのようなソフトをより重視したような計画ということが施行されるべきなのではないだろうか。

その際には、広域的なほうがよりその恒久性が強く、また、ハード主体であるのに対し、市町村に下りてきたときには、場合によっては暫定的な緑、オープンスペースということも積極的に考えるべきではないかと思えますし、そのための仕組みとしてのエリマネ等の重要性というのが非常に高まるといったような、ざっくりと言うと、そのような整備ということがここでは必要になってくるのではないかというふうに思った次第でございます。

2点目は、民間投資の件でございますけれども、これも今の特にローカルなレベルにおけるインフィルを対象としたようなところに対しては非常に有効な手段だと思いますし、

充実させていくべきだというふうに思うんですけれども、一方で、特にその地域の価値向上ないしは面的な広がりという観点においては、民の主導にあまり依存し過ぎてしまうと、再開発区域は非常にいいものができる、公開空地等によって非常にいいものができるんだけれども、一歩その再開発区域を出たすぐ隣の街区に関しては、むしろ完全な停滞といたしまししょうか、その再開発区域に吸い取られてしまって、そこがかえって停滞してしまうとといったような、そういうギャップが発生してしまうという危険性も、一方でははらんでいないのではないかというふうに懸念するところもございます。

私、最近、覇権主義的な再開発なんていう言い方もするんですけども、そんなことになってしまうような懸念というのも一方ではあって、実際に海外ではそうしたことを、ホワイトウォッシングに対してグリーンウォッシングという言い方で批判するような向きというのもあるというふうに聞いておりますけれども、そういうことにならないような措置というのにも同時にやはり慎重に考えていく必要があるのではないだろうか、そのように思う次第であります。

3点目としましては、その認証でございますけれども、トップ30%が認証の対象になり、それが他を引っ張っていくんだという構図がうまく機能すれば、それは大変に結構なことだと思うんですけれども、一方で、そうした構図というのは、あまりにもそのハードルが高くて、多くの主体がやる気なくなっちゃうと、そして結果的に、その認証制度ができたんだけど形骸化してしまうといったような、そうした懸念もはらむのではないかと思いますので、さきの民間投資の話とも関連いたしますけれども、こうした方向性を取ることは、逆にマイナスの効果というのにもそこに発生する危険性があるということも認識しながら、そのカウンターとしてどういった措置を考えていくのかということと表裏一体で進めていく必要があるのではなかろうかというふうに思う次第であります。

ですので、決して今、御提案いただいていることに対して水を差すつもりはないんですが、他方ではそれがもたらす負の効果ということも常に考えつつ、そうしたカウンターをどういうふうによく誘導していくのかということも考えていく必要があるんじゃないかなと思った次第でございます。

以上、3点につきまして指摘させていただきました。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。ギャップは確かに発生しそうですね、そういう意味ではね。気をつけてやらないといけないということかと思います。

〇〇先生、挙手いただいていますか。〇〇先生、お願いします。

【〇〇委員】

ありがとうございます。前回は、このような緑の計画を一体的に作成できるような計画制度や認証制度をつくっていただくと、緑の問題を自治体レベルで非常に取り入れやすくなるのではないかとというようなことを申し上げました。それは可能だと今日、お答えをいただいたので、非常に柔軟で、よくなったと思います。

私が特に興味ありますのは、この3ページのところにあります、計画の体系図です。これがどのように発展していくかということに関心はあるのです。別に揚げ足を取るつもりは全然ないのですが、都市緑地法のほうで緑にかかる計画を位置づけられれば、都市緑地法の世界として一つきれいな計画体系ができて、国では緑の基本方針が国の主導でしっかりつくられると思うのです。この緑にかかる計画の仕組みをつくるのが都市計画制度にどのようなインパクトを与えるのかということにとっても関心があるわけです。感想を申しますと、影響を示す矢印が、国土形成計画とか都市計画区域マスタープランとか市町村マスタープランの側から一方的に出ていて、それが緑の計画のほうに影響を与えるというような矢印になっているのです。しかし、私の認識だと、むしろ緑の計画を充実してつくっていただくと、そちらからの反作用で都市計画制度自体のほうも変わってくる面は同様に重要です。換言すると、両計画制度の間には相互作用があるはずなので、矢印は一方方向ではないという認識です。できれば、先ほどもお話のあったように、緑の基本計画をきちりつくっていただければ、立地適正化計画もマスタープランとして整備されてきたので、両計画の間で対話していくということが真能だと思うのです。

同じように私が興味があるのが、都道府県レベルの緑の広域計画です。都市計画の世界で都市計画区域マスタープラン自体が、実際には都市計画が市町村区域に限定されている場合が多く、必ずしも広域計画になっていないというところがあり、都道府県レベルでも今、広域調整に苦勞をしているという状況があります。できたら、この緑の広域計画は、都道府県レベルとか広域でつくっていただいて、都市計画の世界にも何かインパクトを与える、そういう相互作用のようなものに期待できないのだろうかというようなことを考えています。

それと、都市計画法のほうで、多分13条とかで、従前のただし書にとどまっていたものが、緑というものが今回は構成要素として同条本文のほうに入るという形で重みづけをされると思うのですが、それが具体的にどう響くのかということが示されないと、対外的にアピール効果がないと思うのです。そのような説明をする形で、このマスタープラ

ン体系のところにも緑の問題というのがインパクトを与えていくのだという、そういうメッセージのようなものが出ると一層いいのではないかなという感想を持ちました。今回、緑の仕組みをしっかりとつくられたことが都市計画の大きな枠組みのところにも影響を与えていく姿をもう少し強調していただけると、立地適正化計画をはじめとして都市計画もいいものになっていくというようなことを考えたので、感想ですけれども、以上、お伝えいたします。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。計画の対流性、その御指摘をいただけたかなと思います。どうもありがとうございます。

〇〇先生、挙手されているので、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】

ありがとうございます。すみません。ちょっと遅れて参加で説明聞けませんでしたけれども、事前説明と同じということで発言させていただきます。また、今、〇〇先生からありました御意見にも続くことなので、続けて発言いたしました。

私も、この3ページの右下にある、都市計画に位置づけ、大変よろしいことで全面的に賛成なんですけど、ただ、それをどのように位置づけるのかなということがこの資料では読み取れませんでした。ので、少し詰めて、これから詰めていく、法的にも詰めていくんだと思うんですが、今、先生もおっしゃられたように、13条の計画基準のただし書にこの自然的環境というものがある、それをただし書でなくてということだけなのか、もう一歩前進させるのかということかと思いました。

それで、もちろん緑地という言葉もあるんですが、緑地というのは都市緑地法という法律もございますし、緑地という定義もありますので、少し狭義、狭くなってしまう気もしますので、この「自然的環境の」でいいとは思いますが。それをどの階層というか部分に大きく出るのかなというのが、この右下の、都市計画法の中での位置づけをどのようにしていくのかということだと思います。今後、法制度のほうで法の先生方と議論するんだと思うんですけども、ぜひ、大きくというか、大事なことだということが皆さんに分かるように続けていただければいいというふうに思っております。

続きまして、2点目は、8ページにありました資料のほうに、今日の資料でも入っていると思いますが、真ん中あたりに「(オフサイトにおいて整備するものを含む。)」と括弧書きでございます。オフサイトについてよく議論になるのが、どこまでの領域を持ってやるのかということだと思います。

緑の効果ということであれば、その緑の効果というものをどのように測定するのかということによって、この領域、広さというものも決まってくると思うんですが、もともと緑の効果というのがいろんな側面があり、また非常に複雑に関係しています。いつまでたっても、そのオフサイトの領域が決まらないということであれば、まずは基礎自治体の領域内なのかとか、もう少し遠く離すのかといった議論から、このオフサイトを始めてやっていく必要があるというふうには思っております。

最後にアドバイスのことですが、民間の投資をということで、非常に重要なことで、認定については、別途、委員会が立てられているということなのでそちらにお譲りするとして、これの認定をして、その後のモニタリングも必要だということも、前回の委員会でも申し上げたと思います。モニタリングというのはどうしても何か審査されているみたいと思うかもしれませんが、それと同時に、そのノウハウの蓄積といったようなことがあるといいと思っております。

これからは多分いろんなことが共有されていく時代だと思いますので、民間のA社だけのノウハウだということではなく、認定されてそれがどのように継続的に維持管理されていくのかというノウハウをシェアできるような、そんなプールになると、なおさらこの認定の意義があるんじゃないかというふうに考えた次第です。

ありがとうございました。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。ノウハウを共有しながらクオリティーを上げていくという視点、非常に大事ですね。ありがとうございます。

〇〇委員さん、マイクが参ります。

【〇〇副局長】 神戸市都市局、〇〇でございます。

【〇〇委員長】 〇〇さん、すみません。

【〇〇副局長】 私から2点ほどお話をさせていただきたいと思います。

1点目は、市にとりましての都市緑地保全の意義についてでございます。都市緑地の適正な機能、維持増進、これは我々にとって大変重要な役割と考えてございます。特に、市民の貴重な資産を守るということで、非常に重要と考えてございます。

神戸市の紹介になりますけども、神戸市の場合、全国でも有名な六甲山という豊かな自然がございますが、実はこれ、明治の初めの神戸港を開港した頃は、はげ山でございました。当時、はげ山だったところ、100年以上前になりますが、1901年から先人たちが植林を始めて、現在の豊かな緑になったという歴史がございます。こういった経過があ

ります都市の緑、緑地が、現在では、土砂災害の防止ですとか、生態系の維持、CO₂吸収による地球温暖化対策への貢献とか、ハイキング等とか、また、良好な景観形成と、こういった様々な役割を果たしているという現状がございます。

このように、各自治体で様々な歴史背景はあると思いますけども、我々としては、これまで保全してきた都市緑地をしっかりと管理をしまして、機能を維持して増進させるということが重要な責務であるというふうに考えてございます。

2点目が、神戸市の緑地保全管理の取組についてでございます。神戸市では平成24年に、六甲山森林整備戦略といったものを策定しまして、六甲山の保全、機能の維持増進に努めているところでございます。今日も御紹介いただいておりますけども、具体的には大木化をしました樹木の倒木による被害を防止するために、高木を伐採するですとか、森の中に光が届くように、若干、常緑樹を伐採する、また、場所によっては山の斜面を安定させるために地山の補強、こういったことをしてきてございました。

ただ、財源としましては、市の予算ですとか、特別に民間事業者、また、市民の方々の基金を立ち上げて確保はしてきましたけれども、やはり、今日も御指摘がございましたように、財政的な制約もありまして、取組は限定的と言わざるを得ないというふうに考えてございます。

今後ともこういうような取組は継続して行っていきたいと考えておりますので、今回御提案をいただいておりますような、特別緑地保全地区内での都市計画税を充当しての機能維持増進事業、こういった新しい制度をしっかりと勉強させていただいて、活用を検討させていただきたいと考えてございます。

また、特別緑地保全地区内の私有地の買取りでございますが、神戸市も、この緑地保全地区内、約半数ぐらいが私有地でございます。現在、多くの買取り要望がある状況ではございませんけども、今年の4月から、たしか相続登記の義務化というのも予定されていますので、こういった、緑地保全地区内の私有地の買取り、一定申出があるんじゃないかというふうなことも想定をしているところでございますので、今回御提案されております国の指定法人によります土地の買取り制度といった活用も検討させていただければと考えてございます。

以上でございます。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。時間の関係で、あとお二人ぐらいはわかるかなというところですが、いかがでしょうか。そう言うと出てこなくなっちゃうかも

分らないですけど、大丈夫ですので、いかがでしょうか。特にございませんかね。

私のほうも特に、ないというのはないんですけども、10ページのような形で前回の意見、まとめて反映いただきまして、どうもありがとうございます。このような形で反映を進めていただけると非常によいものができていくと思いますので、大変期待しておりますというのがコメントになります。

僕が言おうと思っていたのは、〇〇先生が最初に言われた、具体的な目標をどうするのかなというところですよ。前回の御指摘で数値化、そういうふうなことがどういうふうに入るのかということが議論になったので、そういうところがやっぱり一つのポイントになるかなというふうに感じておりました。

ということで、特にほかにございませんでしょうか、よろしいですかね。

それでは、ここで一度、鈴木課長さんからレスポンスというかお答えをいただければと思います。よろしく願いいたします。

【鈴木都市計画課長】 先生方、多岐にわたる御意見、本当にありがとうございます。順番に、いただいたものから、今こんなふうを考えておりますということでお答えを申し上げられればと思っております。

まず、どういう緑を買い取っていくのかについて、その市町村の御意向をということ、これはおっしゃるとおりだなと思っております。基本的に、頭ごなしに国とか法人がということではなしに、あくまで市町村の御意向があるものの中からというふうに、制度設計を考えようと思っております。

それから、目標等をデータで示すべきというお話、大事だなというふうに思っております。これも我々本当に、いろんな研究者の方々とも議論を重ねていかないといけないんですけども、例えば今回の資料で御覧いただきますと、改めてJAXAのデータ、9ページのところでお示しをしておるんですが、例えば全国で同じ物差しで測ってみた緑被率って今までなかったもので、そういうこともあって今回、このJAXAの衛星データを使ってみたというようなこともあるんですけども、こういうことも含めて、数字で何がどう語れるかというところをしっかりと詰めていきたいなと思っております。

それから、緑地について、小さいものもうまく使って広がりをといるところの御指摘、おっしゃるとおりだなというふうに思っております。今回、例えば民間緑地の評価の中でも、絶対量、面積そのものもあるんですけども、それに加えた緑のつながりの評価というものをうまくできないかという議論を深めていきたいと思っております。これは結構大変

なことだと思えますけれども、何かいい方向が出ればなというふうに思っております。

あともう一つ、そのWell-beingについて、非常に捉え難いぞということで、これは恐らく、まさに御実感として御指摘あったのかと思っております。今、議論しているのは、もう釈迦に説法かと思うんですけど、公開性が高いかとか、心身の健康にいいかとか、景観の向上にいいかとか、にぎわいに利くかとか、いろんな要素があるかと思うんですが、どれも数値化には非常に難しい点があるかなというふうに思うので、どういう評価の仕方があるか、これをさらに深掘って、うまく相場感を導いていければと思っておりますので、またアドバイスを頂戴できればというふうに思っております。

また、地方部に行けば行くほど、ハードの話だけではなしに、ソフトの部分をインフィラル的に考えなさいという御指摘でございまして、特にその人のつながりが大事であろうということでもございました。また、ここの部分、例えば特別緑地保全地区、説明の中でも紹介させていただいたんですけども、何とかうまくコミュニティーの根っこになるようなというような緑の使い方、これは都市公園にも愛護会があったりということもあるんですけども、こういうものが相まって、うまく人のつながりの場にもなるような仕掛け方というのも、法律の御提案と併せて、うまくしていければというふうに思っております。

それから、その文脈で、民間の緑だけに依存するのはどうかねという御指摘もございまして。まさにそのとおりだなと思っております。我々、本務であるところの都市公園、あるいは特別緑地保全地区、こういうある種、公の色彩の強い、コアの緑と、先ほど評価という話にも触れましたけれども、民間の緑とコアの緑とのネットワークというのも、うまく評価をしていけるというようなことをしっかり考えていければなというふうに思っています。

それから、いいものだけを評価するというのはモチベーション、そのほかの点でどうなのかというところは、まさに功罪の両面見てしっかり検討させていただきたいというふうに思います。

計画論について、緑の部分と土地利用全体で一方向ではよくないんじゃないかと、これは御指摘のとおりだと思っております。双方向でしっかりとということと、その先どういうふうに具体的な調和があるかということをしっかり検討してまいりたいと思います。

それから、緑のオフサイトのことにつきましては、これも早くきちっと、何らかの効果とか範囲ということが具体的な議論ができるようにという御指摘であったかと思っております。実は、こういう投げかけというのは幾つかの自治体さんには我々のほうからもさせていた

だいていまして、今、ちょっとまだ具体の固有名詞を挙げると差し障りはありますけども、検討をいただいているところは出てきておりますので、少しでも早くそういう具体事例を基にいろんな議論ができるようになればというふうに思っております。

それから、維持管理について、うまくノウハウが蓄積をされていけばいいんじゃないかという御指摘、これも非常に貴重な御指摘をいただいたなと思っておりますけれども、例えば、こういった評価の基準を考えていく中で、これからの評価というのは基準自体がブラッシュアップ、成長していくものであるべきではないかという議論も出ておまして、そういう中で、うまく先進的なノウハウが取り込まれていくという構図もあっていいのかなというようなことも思っております。

さらに、もしこの制度ができれば、例えば都計税の件、それから財政支援含めて、ぜひ活用を検討したいという御指摘もいただきまして、御意向もいただきまして、非常に心強く思っております。特に、買取り要望のことにも触れていただいたんですけども、御指摘あったように、全国で、特別緑地保全地区の中で自治体さんで買い取っているというのはまだ割合としては少ない割合なんですけども、諸事情で今後、御指摘にあったようにここが増えていく可能性はあるのかなと思っております、そこについては、今回のように先取りして手当てをしていくというのは一つ大事なことかというふうにも思っております。

ざっとでございますが、以上でございます。

【〇〇委員長】 どうも、丁寧に回答いただきまして、ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。参考2です。立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会と、参考3、令和6年度都市局予算・税制の改正、これらについて御説明をお願いいたします。

【後藤都市機能誘導調整室長】 続きまして、参考2、3について簡単に御紹介させていただきます。

16ページから、「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」の状況について、御紹介いたします。

17ページのとおり、昨年度、御議論いただきました小委員会の中間取りまとめにおいて、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の今後の対応の方向性についてお示しいただいております。

こちらの方向性も踏まえ、18ページを御覧ください。立地適正化計画の取組の実効性の向上を図るため、取組のさらなる裾野の拡大と計画の高質化、この2つの観点から、有

識者、地方公共団体等の方々での議論を先月から開始しております。明日に第2回を開催予定で、今年夏頃までに一定の方向性をお示しすることを検討しております。

19ページを御覧ください。検討会で御紹介しているデータになります。人口規模別の立地適正化計画の取組状況について、現在都市計画区域を有する半分で取組が行われているという回答がございます。一方で、5万人未満の都市では、取組なしの割合が多い傾向にあります。

20ページを御覧ください。また、計画を策定した後、評価の実施の状況については、作成からおおむね5年が経過した市町村にアンケートを実施したところ、約4割が評価を実施済み、あるいは実施中との結果が出ていますが、未実施の市町村も一部存在しているところです。

21ページを御覧ください。立地適正化計画の取組の裾野の拡大と、計画の高質化の2つの視点から検討を進めているところですが、こちら、中段の取組の方向性として、裾野拡大に向けては、計画策定を遡及していく都市の対象検討、あわせて、裾野を拡大していくための支援や改善の仕組みの在り方といった点を中心に御議論いただいています。また、計画の高質化のために実効的なPDCAを回していくためには、適切な評価を行うための基準の在り方や、計画の見直しに当たっての視点について、検討を進めていくこととしています。

続きまして、22ページから、都市局予算・税制改正の資料を御説明いたします。

23ページを御覧ください。これから年度末に向けて国会で御審議いただくこととなりますが、下にあります5つの基幹的な取組、コンパクト・プラス・ネットワークの深化、まちづくりDX、防災・減災まちづくりなどの取組を踏まえつつ、先ほど御説明しました重点課題として、まちづくりGX、地方都市再生、都市の国際競争力の強化、「こどもまんなかまちづくり」について取り組んでまいります。

また、まちづくりGXの説明の下に米書きで小さい字で記載していますが、来年度、都市局に新たに都市環境の司令塔機能を担う組織として、都市環境課を設置することとしています。これによって、推進体制も強化することとなっています。

続きまして、24ページ、25ページは、税制の説明となっております。まちづくりGXの推進に向けた税制特例の創設をはじめ、ウォークラブルなまちづくり、また、地方都市・中心市街地の再生のために必要な税制の延長もなされておりますので、併せて御報告をさせていただきます。

以上です。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまの御説明、それから先ほどのものに遡っても結構でございますので、御意見、御質問等ございましたらどなたからでも結構ですのでいただきたいと思います。

〇〇委員。

【〇〇専門委員】 〇〇です。まちづくりGXもそうなんですけれども、環境部局で進めるということではなくて、都市部局もまちづくりGXとして緑の基本計画をきっかけに参画していくということはすごく面白いことだというふうに思っています。いつも、それでも環境だよみたいな感じで縦割りに入っちゃうんですけれども、そういうことじゃなくて、都市部局のほうでも関わっていくということがすごく期待しています。まして、本省のほうでも、都市局さんのほうでその新しい課もつくるということなので、すごく期待しているところでございます。

あと、まちづくりGXということで、緑地保全だとか、エネルギーの再利用とか有効活用とか、いろいろなことがあるとは思いますが、もっといろいろ膨らませて、いろいろな、ZEBとかEVの充電器どうするのかとか、そういったことも、都市のほうからどんどん投げかけていくことで、環境部局だけに任せておいて知らないふりするんじゃないかと、都市部局のほうでもやっていくと。そうすると、ZEBとかの話も入ってくると今度、建築部局のほうにも投げかけるようになるので、そうすると、総合行政としての都市計画課がいよいよ発揮されていくんじゃないかなというふうに期待しているところです。

あと、立適の関係なんですけれども、やっぱり立適を作成することをきっかけにまちの将来を考えることになるので、とても重要な取組であると思っています。当市も、最初は居住調整地域の制度が構築されたことを含めて、当市なりのコンパクトシティーの形成、土地利用の方針を考えて策定に着手したところです。現在では、その立適を軸に、都市再生整備計画による事業を展開しているところでございますけれども、逆に事業を目的に作成し始めてもいいんじゃないのかなというふうに思っていて、というのも、策定していく過程で、絶対その担当者たちは、そのまちの将来であったり、都市計画のことを考えるようになるので、やっぱりその立適を何とか策定してほしいなというふうに思っているところです。

あと、うちの市は、その立適の制度ができ始めた段階で、そんなにそのマニュアルがない頃につくり始めていたんですけれども、現在、かなりマニュアルが充実しているところ

です。だけれど、あまりにもその策定マニュアルにとらわれ過ぎちゃうと、担当者たちがちょっとやりにくくなっているところもあるのかなというところもちょっと感じているので、なるべく自由にやってもいいんだよみたいな感じのほうがいいのかなというふうにも思っています。

というのも、昨年、立適に取り組まない市の職員とお話をする機会がちょっとあったんですけども、その市の担当者が本当はその立適策定やりたいんだけど、どうしても首長さんがやりたがらない。というのも、道路関係の事業で十分であるとかそういうふうに考えているみたいで、やはりその立適の策定を、裾野を広げるといふのであれば、首長さんへどうやって理解してもらうのかがすごく大事なかなというふうに思っています。【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。いろいろ応援をいただいたのかなと思っています。やっぱり事業が大事だなというのは共通認識かなと思いますので、今のコメント、大変大事だったかなと思います。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。〇〇先生、何も発言しなかったけど、珍しいですね。

【〇〇臨時委員】 いや、素晴らしい御提案だったのであまり言うことがないんですけども、先ほど来、計画の体系の中で、3ページの図がありますけれども、多分その緑の基本方針に国がどういう立場で関与しているのかというのは、都道府県を超えたような空間計画を調整するという立場では、首都圏基本計画とか、それに付随するような近郊緑地制度とかあるから、そういう立場が多分なくて、物すごくマクロな、何といいますか、脱炭素とか、そういったようなものについてどのように貢献していくのかという立場で、多分この緑の基本方針があるんだと思います。だとすれば、まさにその〇〇先生がおっしゃったような、どれだけ具体的なエビデンスに基づいた目標値を掲げられるのかということがすごく重要になってくると思いますので、それはそのような御検討をいただければと思います。

鈴木課長のほうからもありましたように、JAXAのデータを使ってみたいな話があったり、それからいろんな緑地を組み合わせた取組をしていくという話も、すみません、エビデンスを探していますという話がありましたけれども、研究ベースでは、衛星写真を使って、非常に小さな緑地ですとか街路樹との距離ですとか、そういうものを全部コントロールしても、スキッタードな緑地についても、ヘッドニックを使ってその地域の価値を上げるというような研究が出てきていますので、そういったエビデンスに基づいた計画づくりをお進めいただいたら、多分、非常によろしいのかなと思いました。

〇〇先生に無理やり発言させられて、これが精いっぱいなんですけど。

【〇〇委員長】 無理やりというか、〇〇先生いつも最初にすごく貴重な御意見をおっしゃってくださっているんで、ぜひ御意見いただければなと思った次第です。ありがとうございます。

まだ時間ございますが、オンラインの先生方、よろしいですか。手は挙がってないので、じゃあ、一通り御意見いただけたということで、若干予定よりは早いですが、以上とさせていただければと思います。

今、また御意見いただきましたので、すみません、もう1回、鈴木課長さんにコメントをちょっとだけいただければと思います。

【鈴木都市計画課長】 ありがとうございます。まず最初の、組織の話とも絡めて〇〇委員から御指摘をいただいた、できるだけ緑とか自然環境に関わることをしっかりと市全体としてどう捉えるかというのは、恐らく〇〇委員の御指摘にもそこに関わるものだろうというふうに思っているんですけども、我々もこれは悩みながらではあるんですけども、しっかりそういった問題意識を受け止められるようなことも念頭に置きながら施策を考えなければいかんというふうに思っております。

一歩目として、都市緑地法という所管を持ち、緑のことを今回、法案としても検討をしてというところではありますので、まず、そういうところからしっかり足がかりをという思いはございますけれども、あまり過剰に縛られることなく、都市の在り方としてどうなのかという考えはしっかり持っていきたいと思っております。

それから、立適の関係で、特に、これは応援をいただいたわけなんですけれども、事業ベースで考えてもいいのではないかと、あるいは首長さんにうまく刺さるものをとということで、全くそのとおりだなというふうに思ってお聞きをしておりました。

同時に今、すごくこの検討会を、これ〇〇先生にお世話になってやらせていただいていることの背景としては、ほぼこれで立適10年なんですけれども、やってきてみて、本当にうまく使っているまちも多いんですけども、同時に、若干曲がり角に来ているというか、もともと、ある意味での財政効果を含めて、まちの持続可能性みたいなことをきちっと結果を出すための計画だったはずではないのかというところが多々あるというところもございます。

その意味で、都市の将来というふうにおっしゃっていただいたんですけども、我々からしても、その首長さんが、すごくかつこよく言えば、都市の経営計画みたいなことをこれ

を通じてしていただけるような、道具立てみたいなことを改めてこの機会に議論をさせていただけないだろうかという思いで、今、こういう形で議論をいただいております。そういう立適をきちっと使っていただくためのせりふの吐き方とか刺さり方ということと、まちの持続可能性に実効的につながるとのこととの両にらみをしっかりしながら進めていければというふうに思っております。

また、〇〇先生から、国の緑の基本方針の性格の確認がございましたが、御指摘のとおりでございます。国レベルで即地性の話をするということよりは、まさに分野横断的なところも含めて、その緑の在り方というのをどう考えるのかということで、超マクロといえますか、そういうことなんだというふうに考えています。だからこそエビデンスを適切に求めるようにというのは御指摘のとおりだと思っておりますので、しっかりいろんな研究内容にも目をやりながら、充実をしまいたいと思っております。ありがとうございます。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。こんな感じでいろいろ委員の方から意見いただきましたので、引き続き、しっかり受け止めていただいて、制度の運用等に生かしていただければありがたいと思います。

今後の本小委員会なんですけれども、この開催とか進め方につきましては、事務局側と相談させていただきましてちょっと考えたいと思っておりますので、少々お時間をいただくことになろうかと思っております。何とぞ御了解ください。

それでは、本日の議事は以上となりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

【坂崎企画専門官】 〇〇委員長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日の会議の議事録につきましては、後日、各委員の皆様へ送付をさせていただきます。御了解をいただいた上で公開する予定でございます。

それでは、以上をもちまして、第26回都市計画基本問題小委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —